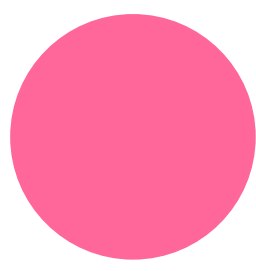





旧小見野小学校跡地の
活用に関する個別計画



令和8年5月
埼玉県川島町



目次

1 趣旨	P 2
2 対象施設の概要	P 2
(1) 旧小見野小学校	P 2
3 活用方針	P 4
4 民間事業者の活用条件・資格と募集方法	P 4
(1) 活用条件	P 4
(2) 事業者の資格	P 5
(3) 募集方法	P 5

1. 趣旨

本計画は、学校の統合再編に伴い閉校となった「旧小見野小学校」の有効活用を図るための具体的事項について定めることを目的とし、学校跡地（敷地、校舎、建物等）の活用にあたっては、民間事業者が保有するノウハウや資金を最大限に活かし、地域の活性化に資することを目指す。

2. 対象施設の概要

(1) 旧小見野小学校

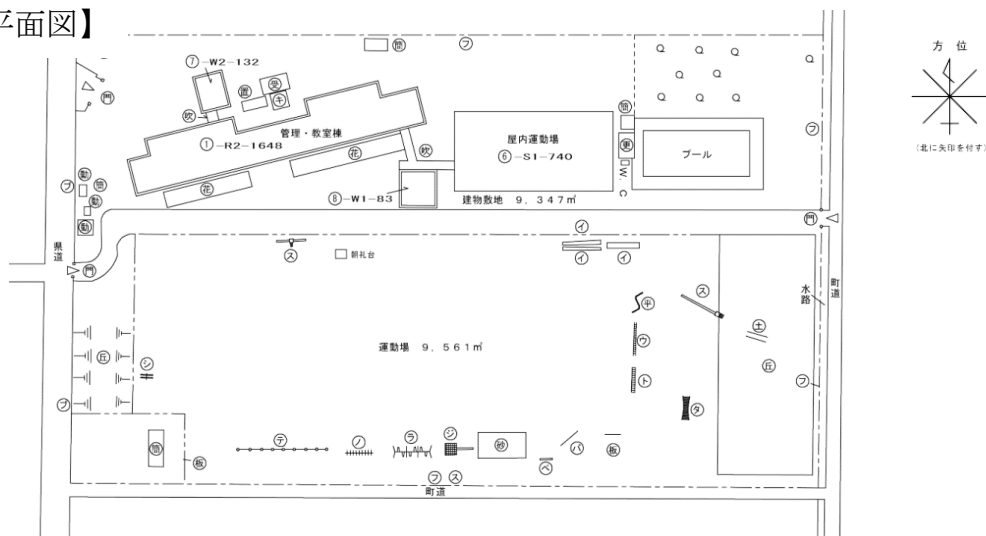
- ①所在地：埼玉県比企郡川島町大字谷中99番地
- ②用途地域：なし（都市計画法第34条第11号区域）
- ③詳細：下表のとおり

学校名	用途	建築年	経過年数	延床面積	構造/階数	全体敷地面積等 (建物・運動場計)
旧小見野 小学校 ※廃校	校舎	1972年 (S47)	54年	1,648㎡	RC/2階	18,908㎡ (建物敷地： 9,347㎡)
	相談室棟	2008年 (H20)	17年	132㎡	木造/2階	
	生活科 室棟	2008年 (H20)	17年	83㎡	木造/1階	
	体育館	1982年 (S57)	43年	740㎡	RC/1階	
	運動場	—	—	9,561㎡	—	
	その他付 属施設	—	—	—	—	一式

※面積は公立学校施設台帳（文部科学省）より

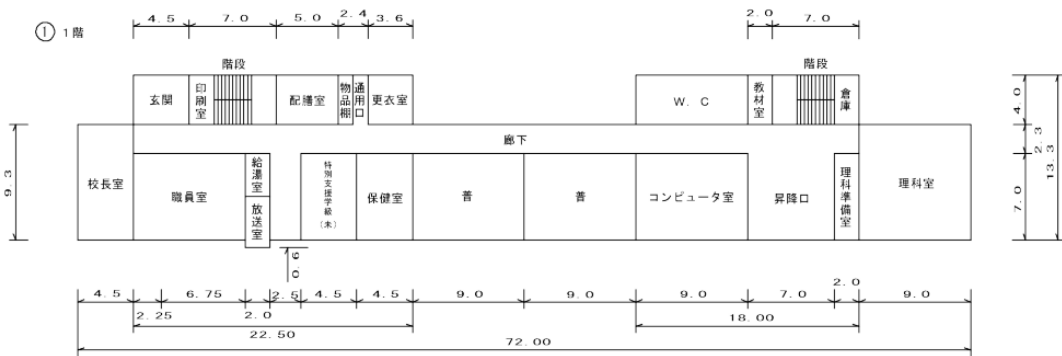
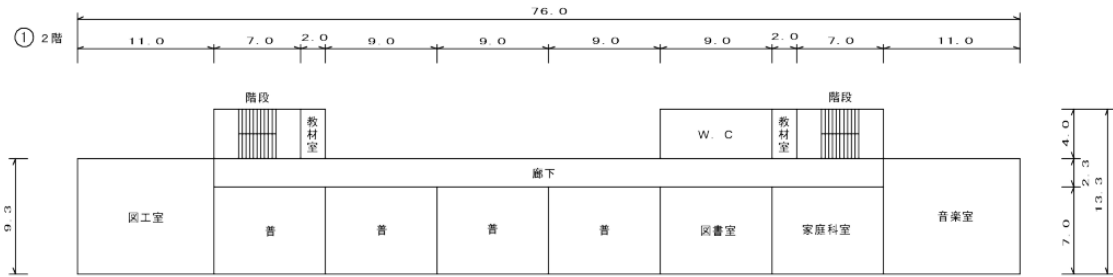
- ④図面：以下のとおり

【敷地平面図】

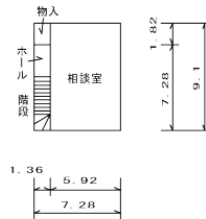


【各階平面図】

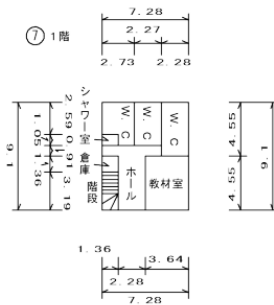
<校舎>



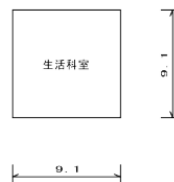
⑦ 2階



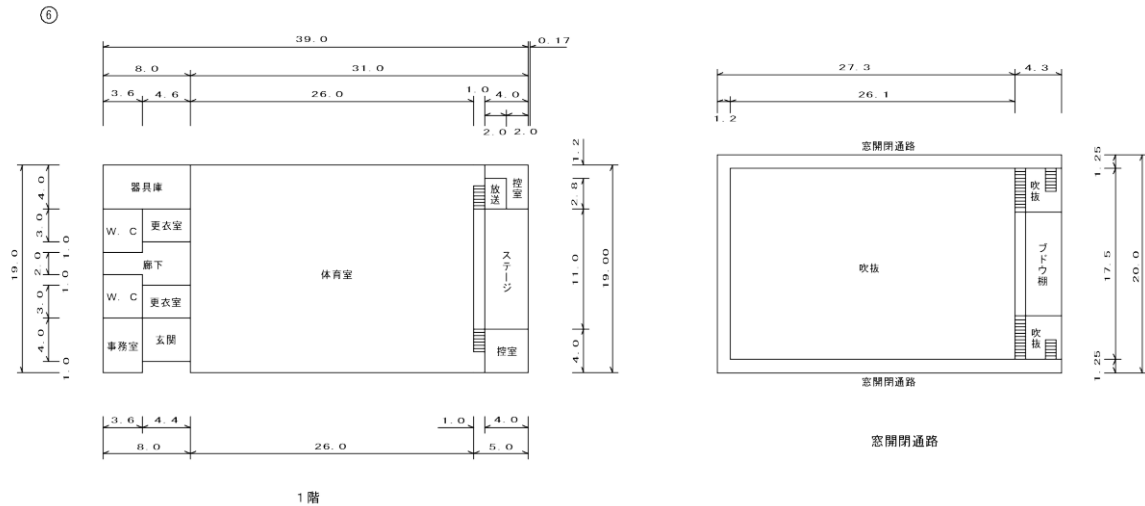
⑦ 1階



⑧



< 体育館 >



3. 活用方針

学校跡地の活用については、学校が地域の中核的な公共施設であったことを踏まえ、地域の活性化や振興発展の貢献のため、民間事業者による活用を図るとともに、次に挙げる活用方針を基に進めることとする。

【活用方針】

「川島町学校跡地活用基本計画」及び以下に掲げる方針を基に、学校跡地活用を図る。

- ①まちづくりの課題解決につながり、地域の活性化に資すること。
- ②地域の特性や地域資源を活用し、まちの魅力や価値向上につながる事。
- ③地域経済の好循環につながり、持続可能なまちづくりに資すること。

4. 民間事業者の活用条件・資格と募集方法

(1) 活用条件

民間事業者が学校跡地を活用する際は、各種法令を遵守し、以下に掲げる条件を満たすことを原則とする。

- ① 敷地一体（土地・建物他含）の、売却又は貸付とする。
- ② 貸付における事業については、20年以内の期間で実施すること。
- ③ 本町の新たな財政負担を伴わないこと。
- ④ 体育館等は町の指定避難所に、運動場は指定緊急避難場所になっている

ため、災害時は協力すること。

- ⑤ 施設整備及び運営にあたっては、地域住民との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への影響に配慮すること。

(2) 事業者の資格

学校跡地の活用にあたり、民間事業者の資格については、以下のとおりとする。なお、各種法令を遵守していることを前提とする。

- ①個人又は法人その他の団体の者。
- ②共同事業者（複数の個人又は法人その他の団体の者で構成される事業者）による者。

(3) 募集方法

公募型プロポーザル方式により民間事業者を選定する。